

令和6年度「福祉サービス第三者評価調査者」継続研修 [基礎編] 実施要綱

本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの委託を受け実施するものです。

1. 趣旨・目的

本研修は、第三者評価業務に従事している評価調査者が、福祉サービスの多様化に対応できるよう、継続的にスキルアップの研修機会が必要であることから、第三者評価事業の実施状況や課題等への理解、先進的な取り組みや困難事例の検証等による評価調査者の質の向上に資することを目的とする。

2. 受講対象者

- ・大阪府福祉サービス第三者評価調査者養成研修修了者名簿に登載されている者。

※[基礎編]は評価調査者としての経験の有無に関わらず、受講可能です。

(※本研修の受講により、評価調査者の有効期限が、

令和9年度（令和10年3月31日）まで延長されます。)

3. 研修日程

	日程	会場
第1回 [基礎編] (WEB 配信)	令和7年2月中旬～(予定) (視聴期間：1週間程度を予定)	当法人ホームページから YouTube 動画へアクセス、動画視聴

4. カリキュラム

- ・評価調査者の活動に求められる基礎的なスキル等を学ぶ研修：【基礎編】

時 間	科 目	講師名
20分	第三者評価の実施状況と課題	大阪府福祉部地域福祉推進室 地域福祉課 担当職員
150分	評価基準における判断と 評価報告書の作成について	東大阪大学 こども学部こども学科 教授 潮谷 光人 氏
60分	第三者評価の 基準の理解と判断のポイント	評価機関連絡会 代表幹事 中北 清 氏
40分	【高齢福祉分野】 評価実施時の課題共有並びに 評価コメントのさらなる質の向上について	評価調査者
40分	【障がい福祉分野】 評価実施時の課題共有並びに 評価コメントのさらなる質の向上について	評価調査者

40分	【児童福祉分野】 評価実施時の課題共有並びに 評価コメントのさらなる質の向上について	評価調査者
120分	【児童福祉分野】 放課後児童健全育成事業・児童館の制度解 説	大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科 教授 代田 盛一郎 氏
210分	【児童福祉分野】 児童館に係る福祉サービス第三者評価基準 解説	大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科 教授 代田 盛一郎 氏
90分	【児童福祉分野】 放課後児童健全育成事業にかかる 福祉サービス第三者評価基準解説	評価機関連絡会 代表幹事 中北 清 氏

※カリキュラムは変更となる可能性があります。

5. 募集定員

- ・WEB配信のため、定員は設けておりません。

6. 修了基準および修了証

- ・講義動画を視聴の上、所定のレポートを作成し、郵送にて提出した場合を修了とします。
※所定の課程を修了した受講者には、全課程修了後、修了証を交付します。

7. 受講費用

- ・受講費用 5,000 円
- ・WEB 配信に係る通信費など費用については自己負担になります。
- ・「振込先」「振込方法」は受講決定通知書に同封して送付いたします。
- ・納付済みの受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振り込み控え」等をもって、領収証にかえさせていただけます。
- ・振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

8. 申込方法及び申込締切日

申込方法は、大阪府の認証評価機関に所属している方と所属していない方で異なります。

① 大阪府の認証評価機関に所属している方

・別紙1「受講申込書」(評価機関申込用)に、所属評価機関においてとりまとめのうえ必要事項を記入し、個人宛に受講決定(不可)通知書が届くよう、宛先に受講申込者名を記入した「人数分」の「切手(110円分)貼付済みの返信用封筒(長型3号)」を同封し、下記の申込先に郵送してください。※返信用封筒には、各受講生の宛先(ご自宅または評価機関)を必ずご記入ください。

② 大阪府の認証評価機関に所属していない方

- ・別紙2「受講申込書」(個人申込用)に必要事項を記入し、「切手(110円分)貼付済みの返信用封筒(長形3号)」を同封のうえ、下記の申込先に郵送してください。

※返信用封筒には、宛先(ご自宅)を必ずご記入ください。

【申込先】〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団「福祉サービス第三者評価調査者研修事務局」

TEL: 072-724-8167

締め切り：令和7年1月9日(木) 17:00必着

※受付締め切り、当日17:00までに研修事務局に届いた申込書のみ受付いたします。

※期日を過ぎた場合及び「FAX・電話・メール」での受付は一切いたしません。

※ご提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

※受講の可否については、同封いただいた返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。

※令和7年1月31日(金)の時点で受講決定(不可)通知書が届いていない場合のみ、研修事務局にお問合せください。

9. 有効期限の延長について

本研修の受講により、大阪府福祉サービス第三者評価調査者研修実施要領第9条第1項第2号により、評価調査者の有効期限が、令和9年度(令和10年3月31日)まで延長されます。

次の条件すべてを満たす方は、本研修を受講・修了しない限り、今年度(令和7年3月31日)に評価調査者の資格を失効しますので、ご注意ください。

(1) 令和4年度から令和6年度の間、1度も評価調査に従事していない方

(2) 令和4年度から令和6年度の間の実施した「養成研修」又は「継続研修」を修了していない方

※ 評価調査者資格の有効期限の考え方(令和3年度養成研修修了者の例)

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
◆			→			
		◆		→		
			◆		→	
①養成研修 修了		②評価業務 従事	③継続研修 修了			

*有効期限について①の場合はR6年度末まで、②の場合はR8年度末まで、③の場合はR9年度末までとなります。